

特許権	判決年月日	平成31年3月25日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10098号		

○ 名称を「神経変性疾患治療薬」とする発明について、当業者は、本件優先日当時、健常動物で得られた線条体ドパミン量の挙動が、パーキンソン病疾患モデル動物における線条体ドパミン量の挙動を必ずしも示すものではないとの技術常識及び抗てんかん薬であるゾニサミドについて、線条体ドパミン量の増加作用の観点からも、MAO-B阻害作用の観点からも、パーキンソン病に対して治療効果を奏する可能性は低いとの技術常識を有していたから、ゾニサミドの治療対象を、てんかんから、パーキンソン病を含む神経変性疾患とすることを動機付けられず、同発明は容易に発明をすることができたものではないとした事例。

(事件類型) 審決 (不成立) 取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第3364481号，無効2017-800120号

判 決 要 旨

1 発明の名称を「神経変性疾患治療薬」とする発明に係る特許について、原告は、同特許には進歩性欠如の無効理由があるとして無効審判請求をしたが、不成立審決がされた。そこで、原告は、同審決の取消しを求める訴えを提起した。

本件発明1と引用発明との相違点は、概要、ゾニサミドの治療対象について、本件発明1はパーキンソン病を含む神経変性疾患とするのに対し、引用発明はてんかんとする点というものである。

原告は、引用例は、ゾニサミドの線条体ドパミン増加作用及びMAO-B阻害作用を教示するところ、パーキンソン病治療薬として線条体ドパミン量を上昇させる薬物が用いられること及びドパミンを分解するMAO-Bを阻害する薬剤もパーキンソン病の症状を改善することが、それぞれ技術常識であったことなどから、本件発明1は、引用発明及び技術常識等に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであると主張した。

2 本判決は、以下のとおり判示して、審決の判断に誤りはないとした。

「(ア) 引用例及び甲3文献は、いずれも、ゾニサミドが、健常動物において、線条体ドパミン量の増加作用を有すること、MAO-B阻害作用を有することを示唆するにとどまるものである。

そして、…本件優先日当時の当業者は、健常動物で得られた線条体ドパミン量の挙動が、パーキンソン病疾患モデル動物における線条体ドパミン量の挙動を必ずしも示すものではないとの技術常識を有していたものである。

そうすると、当業者は、引用例及び甲3文献から上記示唆を受けても、そもそもパーキ

ンソン病疾患を有する患者において、ゾニサミドが線条体ドパミン量を増加させたり、ゾニサミドがMAO-B活性を阻害したりするとは理解しないから、ゾニサミドがパーキンソン病の治療薬になる可能性を認識し得ないというべきである。

(イ) また、引用例及び甲3文献における前記示唆から、健常動物以外であっても、ゾニサミドの投与が線条体ドパミン量の増加作用及びMAO-B阻害作用を僅かでも有する可能性があることまでは否定できない。

しかし、…本件優先日当時の当業者は、抗てんかん薬であるゾニサミドについて、線条体ドパミン量の増加作用の観点からも、MAO-B阻害作用の観点からも、パーキンソン病に対して治療効果を奏する可能性は低いとの技術常識を有していたというべきである。

そうすると、このような技術常識を有する当業者は、引用例及び甲3文献から、ゾニサミドがパーキンソン病の治療薬になると合理的に期待し得ないというべきである。

(ウ) よって、当業者は、引用発明において、相違点に係る本件発明1の構成を採用することを動機付けられることはないというべきである。」